

静岡県警察
特殊詐欺等緊急対策
プラン

令和5年4月

静岡県警察本部

目 次

1 被害を防止するための対策

- (1) 高齢者の自宅電話に犯罪者グループ等から電話が架かることを阻止するための電話機対策等の推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- (2) 特殊詐欺に対する抵抗力を醸成するための広報啓発活動等の推進・・・・・・・・ 2
- (3) 防犯性能の高い建物部品、防犯カメラ、宅配ボックス等の設置促進・・・・・・・・ 2
- (4) パトロール等による警戒及び高齢者の実態把握活動の推進・・・・・・・・・・ 3

2 実行犯を生まないための対策

- (1) 犯罪実行者の募集と疑われる情報への対策の推進・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
- (2) 青少年をアルバイト感覚で犯罪に加担させない教育・啓発の推進・・・・・・・・ 3
- (3) 強盗や特殊詐欺の実行犯に対する適正な科刑の実現に向けた取組の推進・・ 4
- (4) 実行を容易にするツールを根絶するための取組の推進・・・・・・・・・・ 4

3 首謀者を含む被疑者を早期に検挙するための対策

- (1) 犯罪者グループ等の実態解明に向けた捜査を含む効果的な取締りの推進・・ 5
- (2) 国際捜査の徹底・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5
- (3) 現金等の国外持出し等に係る水際対策の強化・・・・・・・・・・・・・・・・ 5

1 被害を防止するための対策

(1) 高齢者の自宅電話に犯罪者グループ等から電話が架かることを阻止するための対策の強力な推進

ア 電話機対策を普及促進させるための活動の強力な推進【生活安全企画課】

特殊詐欺の大半は、犯人から電話を受けることに端を発しているものであり、その被害を防止するためには、高齢者がそもそも犯人からの電話を受けないようにすることが非常に効果的である。

よって、県民に対して、迷惑・悪質電話防止機能付きの電話機や、電話機に取り付ける迷惑・悪質電話防止装置（以下「対策機器」という。）の設置、発信者番号表示や番号非通知着信拒否設定、常時留守番電話設定などの電話機対策について、単にその種類などを周知するに留まらず、同対策の有効性について具体的な広報を行うなど、対策を普及させるための活動を強力に推進する。

なお、東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社（以下「NTT」という。）が、特殊詐欺被害の防止に向けて、70歳以上の契約者又はその同居の契約者の回線を対象に、ナンバー・ディスプレイ及びナンバー・リクエストサービスが無償化する等の取組を実施することを公表した。

この取組は、電話機対策を推進する上で有効なものであることから、同サービスの普及に向けた広報活動も推進する。

イ 特殊詐欺の被害者等に対する自宅電話番号の変更等の広報活動の推進【生活安全企画課】

特殊詐欺の被害者や捜査の過程で入手した名簿の登載者等に対しては、後にサギ電話を受けるおそれが高いことから、対策機器の設置や自宅電話番号の変更を含む被害防止対策等について教示するなど、具体的な対策が講じられるための広報活動を推進する。

なお、NTTでは、特殊詐欺等の被害を受けた場合、または、被害を受けるおそれのある場合は、電話番号を変更する工事を無償化することを公表していることから、同取組についても積極的に広報を推進する。

ウ 市町の助成事業等を活用した対策機器の普及促進【生活安全企画課】

対策機器を普及させるためには、市町による設置等の助成事業を活用することが有効であるため、既に対策機器の助成を事業として展開している市町と連携し、助成を活用した対策機器の普及促進に向けた取組を推進する。

また、助成事業を未実施である市町に対しては、事業創設に向けた協力依頼等の取組を推進する。

(2) 特殊詐欺に対する抵抗力を醸成するための広報啓発活動等の強化

ア 被害に遭いやすい対象に対する重点的な広報啓発活動の強化【生活安全企画課】

令和4年中の特殊詐欺被害の特徴は、被害者の約9割が65歳以上の高齢者で、うち8割以上が女性の被害であることから、引き続き『詐欺から女性の暮らしを守る「さくらセーフティ作戦」』を推進し、被害の中核を占める65歳以上の女性に対し、特殊詐欺に対する危機意識と抵抗力を醸成するための広報啓発活動を強化する。

イ 地域を選定した重点的な被害防止対策の強力な推進【生活安全企画課】

特殊詐欺被害が発生するおそれが高い地域を「特殊詐欺被害防止推進地区」に選定し、地区内の自治会等と連携した防犯講話等を通じて、特殊詐欺被害の現状や電話機対策の有効性を訴えることにより、地区内における特殊詐欺被害防止に関する機運を高め、電話機対策の普及促進を図るなど、重点的な被害防止対策を強力に推進する。

ウ 犯罪利用のための個人情報収集に対する注意喚起【生活安全企画課】

電話や自宅訪問等により、真の目的を偽装して、個人の資産や貴金属の所有状況、家族構成等を聞き出して犯罪に利用するケースもみられることから、このような不当な個人情報の収集活動に対する注意喚起を推進する。

エ 現金を自宅に保管させないようにするための広報啓発活動の推進【生活安全企画課】

高齢者が自宅に保管する現金を狙った「現金手交型」の特殊詐欺等が発生している実態がみられるところ、こうした被害を防止するため、高齢者に対して具体的な犯行手口について注意喚起を行うとともに、高額な現金を自宅に保管することの危険性について広報・啓発し、金融機関への預貯金等を活用するなどの予防対策の広報啓発活動を推進する。

オ サギ電話等認知時の効果的な情報発信活動の推進【生活安全企画課】

サギ電話等を認知した場合は、様々な広報媒体を活用して、タイムリーな情報発信活動を推進するとともに、サギ電話等を多数認知した場合は、県民の危機意識を醸成するための効果的な情報発信活動を推進する。

(3) 防犯性能の高い建物部品、防犯カメラ、宅配ボックス等の設置促進【生活安全企画課】

防犯性能の高い建物部品（CP部品）や、防犯カメラ等の住宅の防犯性能を高める機器の有効性について具体的な広報を行うことにより、防犯機器の設置を促進する。

(4) パトロール活動による警戒及び職務質問の強化【地域課】

サギ電話等が多発する時間帯・地域に重点を置いたパトロール活動及び特殊詐欺等の犯行傾向に応じた先制的な警戒活動と不審者への積極的な職務質問を強化する。

(5) 高齢者の実態把握と防犯指導の徹底【地域課】

巡回連絡等の活動を通じて、特殊詐欺の被害に遭いやすい高齢者の実態把握に努めるとともに、把握した高齢者に対する効果的な防犯指導を徹底する。

2 実行犯を生まないための対策

(1) 犯罪実行者の募集と疑われる情報への対策の推進

ア 「闇バイト」等情報に関する情報収集、削除、取締り等の推進【サイバー犯罪対策課】

「闇バイト」等情報がSNS上で発信されている実態を踏まえ、こうした情報による犯罪実行者の募集を防ぐため、引き続き、サイバーパトロール等を通じて把握した情報を端緒とする捜査を推進するとともに、こうした情報が確実に削除されるよう、インターネットサービスプロバイダー等に対する働き掛けを行うほか、返信（リプライ）機能を活用した投稿者等に対する個別警告等を推進する。

※「闇バイト」等情報とは、「闇バイト」、「裏バイト」等と表記したり、仕事の内容を明らかにせず著しく高額な報酬の支払いを示唆したりして犯罪の実行者を募集する投稿や当該投稿に関連する情報をいう。

イ 秘匿性の高いアプリケーションの悪用に係る注意喚起【生活安全企画課】

「闇バイト」等情報の応募者が、リクルーターや指示役から、連絡に秘匿性の高い通信アプリケーションを用いるように誘導され、当該アプリケーション上でのやりとりに移行したとみられる実態があることを踏まえ、犯罪に加担する事態を防ぐために、SNSを含む「闇バイト」等への応募の入り口になりそうな場面における注意喚起のメッセージの表示など、あらゆる機会を通じた広報啓発活動を推進する。

(2) 青少年をアルバイト感覚で犯罪に加担させない教育・啓発の推進【人身安全少年課】

SNS等の利用を通じて青少年が「闇バイト」等情報に触れるなどし、事の重大性を認識することなく、アルバイト感覚で犯罪に加担してしまうこと等のないように、防犯教室や非行防止教室等の場を活用して、SNS等を用いた犯罪の発生状況、手口等について情報発信するとともに、学生向けに労働関係法令を分かりやすく解説したハンドブックや、インターネットに係るトラブル事例の予防法等をまとめた「インターネットトラブル事例集」活用して、青少年に対する広報啓発活動を推進する。

(3) 強盗や特殊詐欺の実行犯に対する適正な科刑の実現に向けた取組の推進【捜査第四課】

SNS上で実行犯を募集する手口がとられたり、凶悪な犯行態様で敢行されたりする昨今の強盗事件をめぐる状況や、認知件数・被害額が増加に転じるなど引き続き深刻な情勢にある特殊詐欺の状況を踏まえ、犯罪者グループ等において実行犯を担った者に対する適正な科刑を実現すべく、捜査において、余罪の積極的な立件、令和4年12月に法定刑の引上げがされた組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律の適用等を推進する。

(4) 実行を容易にするツールを根絶するための取組の推進

ア あらゆる法令を駆使した取締り等の推進【捜査第四課】

個人情報悪用防止犯罪被害を防止するため、特殊詐欺等の捜査の過程で入手した名簿の掲載者に対し、注意喚起や防犯指導を引き続き行うとともに、犯罪者グループ等にこうした名簿を提供する悪質な「名簿屋」、さらに個人情報を不正な手段により取得して第三者に提供する者に対し、あらゆる法令を駆使した取締り等を推進する。

イ 通信事業者・電話転送サービス事業者に対する指導監督の強化【捜査第四課】

特殊詐欺の犯行には、匿名での架電を可能とする様々な通信手段が利用されているところ、総務省、警察庁等の関係省庁が連携して施策を推進することにより、こうしたサービスの悪用防止対策を更に強化する。具体的には、固定電話番号の利用停止等スキーム等を通じて、警察が把握した悪質な電話転送サービス事業者に係る情報を活用して、総務省が、犯罪収益移転防止法及び電気通信事業法等に基づく指導監督を効果的に行うことができる仕組みを構築するほか、悪質な電話転送サービス事業者が大量に保有している「在庫番号」の利用を一括して制限するための仕組みを新たに設け、電話の悪用防止対策の実効性向上を図る。

ウ 証拠品として押収されたスマートフォン端末等の解析の円滑化【捜査支援分析課】

高度な情報通信技術を用いた犯罪に対処するため、最新の電子機器やアプリケーションの解析のための技術力の向上、パスワードが不明なスマートフォン端末の解析等を行う解析用資機材の充実強化、関係機関との連携・情報共有、捜査員等に対する研修等を推進し、情報技術解析に関する態勢を強化する。

3 首謀者を含む被疑者を早期検挙するための対策

(1) 犯罪者グループ等の実態解明に向けた捜査を含む効果的な取締りの推進【捜査第四課】

事件の背後にいる首謀者や指示役も含めた犯罪者グループ等の弱体化・壊滅のため、新たな捜査手法の検討や、短時間で局面が展開する事案等に際しても迅速な捜査を行うことができるようにするための環境整備等を含め、効果的な取締りのための取組を推進する。

(2) 国際捜査の徹底【薬物銃器国際捜査課】

首謀者や指示役が海外に所在するなどのケースにおいては、警察庁と連携し、外国捜査機関等との迅速な情報交換や、捜査に必要な証拠の提供を通じ、事件の全容解明を図る必要があるところ、ICPO等を通じた捜査協力を推進するほか、外交ルートや条約・協定を活用して国際捜査共助等の円滑・迅速化に取り組む。

(3) 現金等の国外持出し等に係る水際対策の強化【組織犯罪対策課】

県民の安全・安心の確保や経済活動の健全な発展に寄与するため、「マネロン・テロ資金供与・拡散金融対策の推進に関する基本方針」（令和4年5月19日マネロン・テロ資金供与・拡散金融対策政策会議決定）等に基づき、関係機関と緊密に連携し、海外への不正な現金等の持出しに係る水際での取締りを実施する。